

## 医療法第三十条の四第8項に規定する特定病床関連法令（抜粋）

## 【医療法】

## （第三十条の四第7項）

都道府県は、第二項第十四号に規定する基準病床数を定めようとする場合において、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより、同号に規定する基準病床数に関し、前項の基準によらないことができる。

## （第三十条の四第8項）

都道府県は、第十五項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十四号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

## （第三十条の十一）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

## 【医療法施行令】

## （第五条の三第1項）

法第三十条の四第七項に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。  
三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。

## （第五条の三第2項）

法第三十条の四第七項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

## 【医療法施行規則】

## （第30条の32）

令第五条の三第1項第三号に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。  
二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

## 【厚生労働省通知】

保健医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第三十条の七（現 法第三十条の十一）の規定に基づく勧告等の取扱いについて

（H10.7.27 付け指 45 号厚生省通知、改正 H18.6.9 付け医政指発 0609001 号厚生労働省通知）

### 第三 医療法施行規則第 30 条の 32 第二号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

#### 2 その他特別な事情が認められる場合

(3) 複数の公的医療機関等（医療法第七条の二第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）を含め、医療機関の再編統合を行う場合（二次医療を越えて行う場合も含む。）にあつては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。

## 医療計画について

（H24.3.30 付け医政発 0330 第 28 号厚生労働省通知）

### 4 基準病床数及び特定の病床数等に係る特例について

(5) 法第三十条の四第 6 項、第 7 項及び第 8 項による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとすること。

また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。

## 複数の病院の再編統合に向けた医療計画制度の特例について

○医療機関の医療機能の高度化・医療機能分化の推進等のため、近隣地域の複数の医療機関（公的医療機関等を含む）の再編統合を行う場合における医療計画制度の特例措置を講ずるもの。

（特例措置の具体的な内容）

- 病床過剰地域において、公的な医療機関（医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。）を含めた複数の医療機関の再編統合を行う場合に、再編後の病床数の合計数が再編前の複数の医療機関の病床数の合計数に比べて減っているときは、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の32（特定の病床等に係る特例）第2号に規定する「その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること」に該当するものとして、医療法第30条の3第2項第3号に定める基準病床数とみなす特例措置を設ける。これにより、二次医療圏内だけでなくその範囲を越える再編や県立病院と民間病院の統合など開設主体の異なる再編への適用が可能となる。

【特例措置による複数の医療機関の再編の進め方】

